

# 特定非営利活動法人長崎在宅 Dr. ネット定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人長崎在宅 Dr. ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を長崎県長崎市馬町 21 番地 1 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、安心して在宅医療を受けたいという要望を持ちながら、在宅主治医を探すが困難な患者さんとそのご家族に対して、在宅主治医を紹介するシステムの構築を主たる事業とする。このシステムは、主治医を補佐する副主治医を決めるという特徴をもち、個々の医師にとっては心身の負担を軽減し、結果的に開業医が多数の患者を受け持つことができる効果も期待し得る。関連する事業として、医師・看護師ほか、在宅医療に関連する様々な職種を集め、各種研修会・講演会を行うことで、在宅医療の知識・技術の向上を図る事業、円滑な連携のために従事者、診療所間及び病院間の親睦を図る事業も行う。以上の事業を複合的に行うことで、地域における在宅医療の環境を整え、在宅医療の受け皿・相談窓口の機能を果たし、その結果として、地域社会における質の高い在宅医療を提供することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 訪問診療支援事業
  - ② 学会発表事業
  - ③ 医療情報交換事業
  - ④ 学術講演会開催事業

- ⑤ 症例検討会事業
- ⑥ 上記事項に関する情報提供、広報事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 物品貸付業
- ③ 出版業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員： 連携医と称し、主治医として治療に当たる者とこれと連携協力して補佐する副主治医からなる。
  - (2) 準会員：① 協力医と称し、皮膚科、眼科、脳外科、麻酔科、形成・整形外科、婦人科など専門性の高い診療科の医師で、連携医からの医療相談を受け、必要に応じて往診を行う者とする。または長崎市近郊ではない地域に所在し、本会の趣旨に賛同する者。  
② 病院医師と称し、病院、または大学に勤務する医師で、当組織の趣旨に賛同する者。病診連携を実践し、専門的な立場よりの助言等を行う。
  - (3) 賛助会員：病診連携を進めることに賛同し、専門的な立場から助言・指導を行う者。
- 2 準会員は第7条により正会員になることができる。

(入会)

第7条 正会員及び準会員の入会資格は医籍を有するものとする。

2 正会員及び準会員の入会には、正会員の推薦及び理事長が別に定める入会申込書により、事務局に申し込むものとし、理事会の承認を以て入会を認めるものとする。理事会は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

3 賛助会員の入会には、正会員の推薦及び理事長が別に定める入会申込書により、事務局に申し込むものとし、理事会の承認を以て入会を認めるものとする。

(会費等)

第8条 正会員は入会金として5000円、会費として月々2000円を納入しなければならない。

2 原則として長崎県医師信用組合へ念書を提出して自動引き落としとする。

3 準会員及び賛助会員からは会費の徴収をしない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 継続して1年以上、会費を滞納したとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することで退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の過半数の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 医療連携における行動、言動がこの法人の趣旨に著しく反すると考えられる場合。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員等及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内とする。
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に係らず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、理事長の要請により理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることは出来ない。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

## (10) その他運営に関する重要事項

### (開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席が無ければ開会することができない。

### (議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

### (表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定又は各正会員の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる環境にある電話会議やテレビ会議（以下「テレ

び会議等」という。)により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者又はテレビ会議等による参加者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会はこの定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長又は理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定又はテレビ会議等により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者、又はテレビ会議等による参加者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）



- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関らず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の

事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定に係らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただ

し、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤井 卓
副理事長	小森 清和
同	白髭 豊
理事	落 義男
同	影浦 博信
同	詫摩 和彦
同	谷川 健
同	鶴田 雅子
同	出口 雅浩
同	安中 正和
同	山根 豊
監事	赤司 文廣

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年10月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員：入会金 10000 円 月会費 2000 円

準会員からは徴収しない。

(会員の心得)

7 会員は以下の事に留意し活動を行うものとする。

(1) 在宅医療を希望する方が、医師が対応できないという理由で自宅に帰れない事が無いようにする。

この為に 24 時間 365 日の対応に努め、各医師は常に連携可能な通信手段を確保し、お互いそれを共有する。具体的には携帯電話、電子メール環境を整備する。

- (2) 自宅で療養出来るだけでなく、入院中に受けたのと同様の医療を在宅でも受けられる事を目指す。この為に研修会、勉強会の実践を行う。
- (3) 医療、介護、福祉等と連携し、最適な在宅医療を提供する。この為に在宅のネットワーク構築に努める。
- (4) 当連携に参加している主治医が何らかの理由で休診した場合には、副主治医は依頼患者の継続的治療を出来る限り助けるものとする。ただし、主治医が診療を再開した場合には、さきの患者はすみやかに主治医へ戻すものとする。
- (5) 救急の医療体制が必要な場合、依頼があれば、当連携に参加している医師は、出来る限りすみやかに人的あるいは物質的な援助を惜しまぬ事。
- (6) 当該連携間で行われる医療に関する相談内容は、いかなる理由があれども、患者及び部外者に漏らしてはならない。
- (7) 当連携に参加する医療機関は、それぞれの機能を具体的に公開し、必要な場合、器具、薬剤、或いは施設などを提供し合いお互い助け合うものとする。
- (8) 患者の往診の依頼は、出来る限り時間を調整し、お互い協力して助け合うこと。交通費は当該主治医が相談して決定するものとする。
- (9) 当連携以外の医療施設から当連携への患者紹介には、各々の医療機関がその窓口となる。必要な場合には、当連携内の他の医療機関に紹介し、出来る限り紹介患者を受け入れるように努力するものとする。

#### 附則

この定款は、平成 21 年 2 月 12 日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成 21 年 8 月 31 日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成 27 年 2 月 23 日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成 28 年 10 月 26 日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成 29 年 10 月 31 日から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。

附則

この定款は、令和 3 年 1 月 8 日から施行する。

附則

この定款は、令和 3 年 12 月 24 日から施行する。